

## 島田市民憲章（案）に係るパブリック・コメント募集

## ■概要

平成 27 年度、新しい島田市が誕生して 10 周年を迎えました。合併前の各市町（島田・金谷・川根）には、それぞれで市民憲章、町民憲章が制定されおり、旧島田市と旧金谷町及び新島田市と旧川根町との合併協議において「合併後、市民憲章を新たに制定する。」との方針が出されていました。

市民憲章は、計画哲学研究所所長の三輪真之（みわ まゆき）氏著の「市民憲章とまちづくり」では、「都市の行政目標を示す公的な文書」と言われ、市民相互の連帯感や共感を醸成することに主眼が置かれ、願望的状况を謳った誓約書のようなものとされています。

新市誕生 10 周年の節目を迎える今年度、島田市の未来に向けて市民のみなさんが生活する上での目標や規範となる市民憲章を制定することで、より強い一体感とともに島田市に対する思い入れや誇りをもっといただくために「島田市民憲章」を制定することとしました。

島田市民憲章の制定にあたり、各種団体の代表や若者世代、公募市民から組織される島田市民憲章制定委員会による話し合いを経て、島田市民憲章（案）を作成しました。

今回、島田市にふさわしい市民憲章となるよう以下のとおりパブリック・コメントを実施します。是非、多くの方のご意見、ご要望をお待ちしています。

## ■募集期間

平成 27 年 6 月 18 日から平成 27 年 7 月 17 日まで

## ■応募資格

次のいずれかに該当する方（法人、団体を含む）

- 1 市内在住または通勤・通学する方
- 2 市内に事務所または事業所を有する方
- 3 上記のほか、島田市民憲章制定にあたり、利害関係を有する方

## ■提出方法

市のホームページからダウンロードした応募用紙に必要な事項（住所、氏名、電話番号、勤務先または通学先（市外在住の方の場合））をご記入のうえ、電子メール、郵便、ファックスにて地域づくり課へお送りいただくか、直接ご持参ください。応募用紙は、下記閲覧資料設置場所にも備え付けてあります。

■資料の掲載・閲覧場所

- ・市のホームページ
- ・情報公開コーナー（市役所本庁舎1階、金谷南支所、金谷北支所、川根支所）

■公開する資料

島田市民憲章（案）

■提出された意見の取扱い

- ・内容ごとに整理・分類したうえで、これに対する市の考えとともに後日公開します。
- ・個々の意見に対する直接の回答はいたしません。なお、公表の際には、意見の内容以外の項目（住所、氏名など）は記載しません。

■提出先・お問合せ

〒427-8501 （住所不要）島田市役所 地域生活部 地域づくり課

TEL 0547-36-7197 FAX 0547-36-7815

Mail [chiikizukuri@city.shimada.lg.jp](mailto:chiikizukuri@city.shimada.lg.jp)